

平成十九年六月八日受領
答弁第二七五号

内閣衆質一六六第二七五号

平成十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 塩崎恭久

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ペルー大使館に配置されていた日本画「学士耕雨」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ペルー大使館に配置されていた日本画「学士耕雨」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「学士耕雨」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「学士耕雨」は一万四千二百五十円にて購入したものであるが、取得の経緯に係る記録が残つていないので、購入時期についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「学士耕雨」は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「学士耕雨」を廃棄した時点での大韓民国駐箚特命全権大使は寺田輝介であり、同氏は既に外務省を退職している。

六について

外務省として、御指摘の「学士耕雨」の管理体制は適切であつたと考える。